

令和5年度 小樽市立望洋台小学校いじめ防止基本方針

はじめに

全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応を取らない事案が後を絶たず、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道も国の動向を踏まえ、平成30年2月に道の基本方針を改定しました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、基本方針の改定を行いました。

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」また、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、国や道及び小樽市の動向を踏まえ「小樽市立望洋台小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

児童が安心して通い、夢や希望を育む楽しい望洋台小学校にしたいと思えます。そのためにも、いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います。

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法を学習させるとともに、「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめ防止に取り組む。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせさせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 保護者、地域住民その他の関係者といじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- いじめを発見または相談を受けた場合は、記録するとともに、「いじめ防止委員会」の対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動には十分留意する。

2 いじめ防止基本方針策定の意義

- いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを一人で抱え込まず、かつ、一貫した組織としての対応とする。
- いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童や保護者に安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。

3 いじめの理解

ア いじめの定義（条例第2条）

いじめとは、「望洋台小学校の児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。また、誰もが被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて対応するとともに、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに対応します。

イ いじめを理解するにあたって

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺
の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童
が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 善意がいじめにつながる場合もあることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わるこ
とも想定し、対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」等ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見
逃さない姿勢で対応する。
- 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと
ともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ウ いじめの解消

① いじめに係る行為がやんでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大さからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及び保護者に対し、面談等で確認する。解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

4 「いじめ」を未然に防止するために

<児童に対して>

- ・ 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動
できるような規律ある集団づくり
- ・ 「いじめに関する授業」の学期毎の実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験
活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
- ・ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わずに
誰かに相談することを促す指導
- ・ 児童自らがいじめについて学び、主体的考え、自身がいじめ防止を訴えるような取組の推進
- ・ 児童を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進
- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級
づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 楽しくわかりやすい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成
感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間
や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つような様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは、いじめをしていることにつながることやいじめを見たら、他
の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせ
ることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の
節目の適切な指導
- ・ 特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との
連携、周囲の児童に対する指導
- ・ いじめの問題の理解と対応に関わる学期毎の校内研修等を通じた教員の資質の向上
- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深

める。

- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりや生命を尊重する心を育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ いじめの構造やいじめ問題の対処等いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係の構築
- ・ いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、いじめ問題に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということといじめに気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・ 保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動
- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA運営委員会、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。

5 「いじめ」を早期発見するために

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- ・ 教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童が訴えやすい体制づくり
- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ 年に2回のアンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・ ネットパトロールによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。(担任・家族・保健室・電話相談窓口…)
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

6 「いじめ」に早期対応するために

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、継続的なケアを行う。また、当該児童保護者への支援、助言をする。
- ・ いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、再発防止に向け継続的な指導及び支援を行う。また、当該児童保護者への協力要請及び助言をする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせる事を促す指導をする。
- ・ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ・ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

7 校内体制について

○「いじめ防止委員会」設置の意義は、特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、学校が組織的に対応をすることにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

- ・ 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭とする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いの考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

8 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）について

重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

○重大事案とは（法第28条）

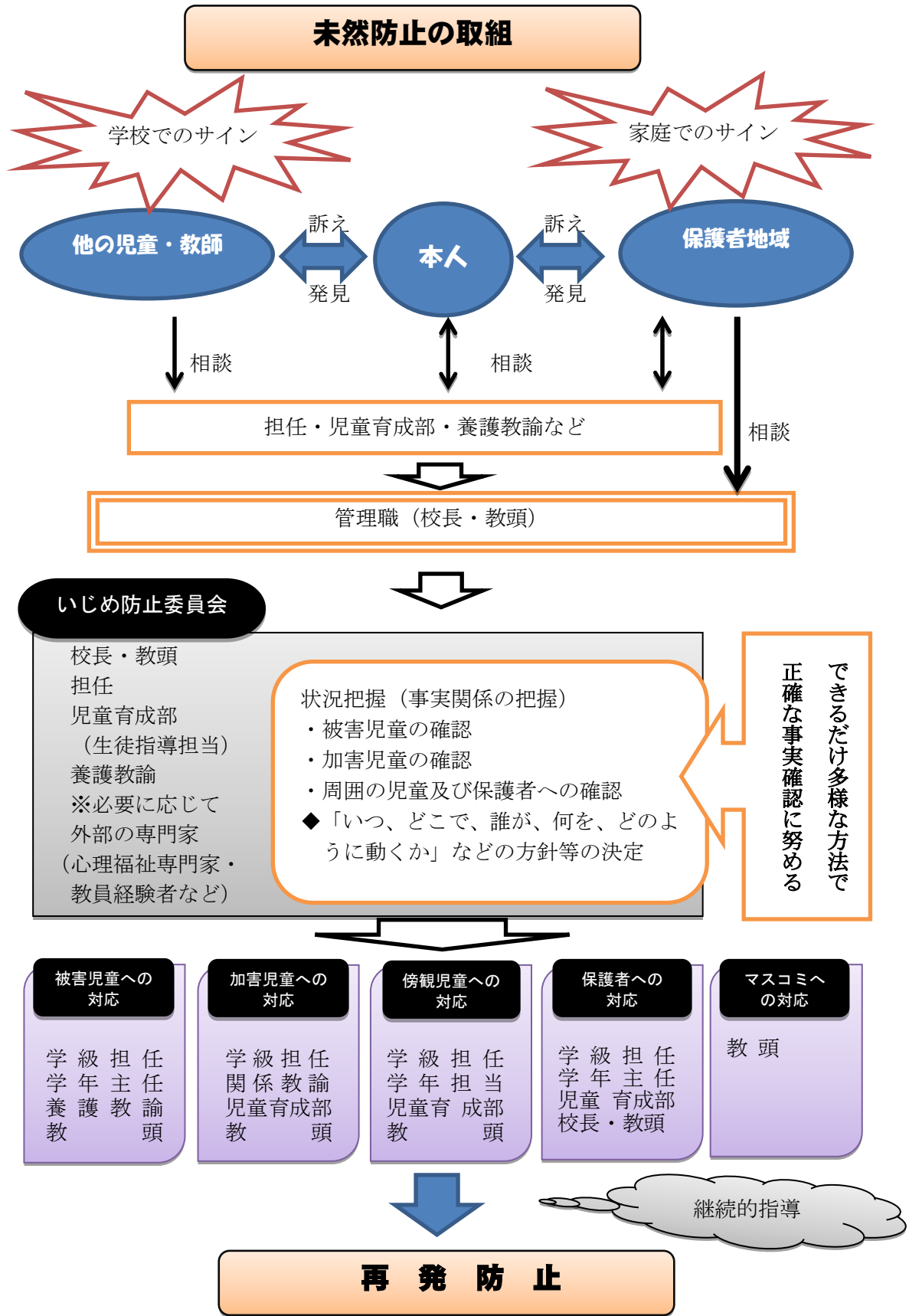
- (1) いじめにより本校に在籍する児童の命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
※具体的には、①児童が自殺を企画した場合、②心身に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

いる疑いがあると認めるとき

※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として捉える必要がある。
- 学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で判断し、報告・調査等に当たる。
- 被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

【いじめ対策に係る校内組織体制】



いじめ問題対応マニュアル

いじめ問題発見 (いじめの認知)

1. いじめ問題の発見及び認知
 - 保護者から
 - 本人からの訴え (いじめアンケートも含む)
 - まわりの児童からの報告
 - 教師の気づき、発見

対 応

2. すぐに対応する (学級担任)
学級担任→管理職→いじめ防止委員会
 - ①事実関係の把握
 - ※いつ、どこで、誰が、何をするか方針決定
 - ②事実関係の確認
 - ※指導の方針の決定

被害児童への指導 加害児童への指導

学級・学年全体への指導
学校全体への指導

3. 被害児童・加害児童への指導
(傍観児童への指導)
 - ※関係機関との連携 (必要に応じて)
 - 教育委員会
 - 児童相談所
 - カウンセラー等

保護者への対応

保護者会の開催

4. 保護者への対応
 - 被害児童の保護者に対して
状況とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。
 - 加害児童の保護者に対して
事情を説明し、今後の対応について理解と協力をお願いする。
 - 必要に応じて、保護者会を開催する。

児童への継続指導

5. 指導の継続
 - 指導の経過を毎日保護者に報告する。
 - 解決に向けて双方の保護者の協力を得る。

報 告

6. 報告
 - いじめ防止委員会から職員会議への報告
 - 教育委員会等関係機関への報告

指導の継続

7. 同じような事案の再発を防止するための未然防止策の行使
 - ※記録化し、情報を共有する。

いじめ防止プログラム（年間指導計画）

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備 考	
4月	◎いじめ防止委員会 ・指導方針 ・指導計画 ○児童理解交流	・いじめ実態把握調査 重点=通年 「やさしさ」と 「つながり」	・相談窓口周知 ・個人面談	・PTA総会での説明 と啓発 ・ネットパトロール	
5月	◇研修会 (児童理解、人権) ・個人懇談等での保 護者への啓発確認	・学年、学級づくり ・人間関係づくり	・道徳教育 の充実	・いじめアンケート① ・教育相談	・道教委いじめ調査 ・ネットパトロール
6月	◇研修会(調査結果) ○児童理解交流		・行事との 関連	・教育相談	・情報モラル委員会 ・子どもたちの安心 安全を守るキャン ペーン
7月	・いじめにかかわる学 校評価の実施 ○児童理解交流	学校評価(児童・保護者アンケート・自己評価) ※いじめ		・PTAとの意見交流 ・ネットパトロール	
8月	◇研修会(未然防止) ○児童理解交流				
9月	◎いじめ防止委員会 ・情報交流 ・前期の評価及び後期 の計画	・学年、学級づくり ・人間関係づくり	・道徳教育 の充実		
10月	◇研修会 (早期発見、対応) ○児童理解交流		・行事との 関連		
11月	・個人懇談等での保 護者への啓発確認 ○児童理解交流	・児童会活動の充実	・いじめアンケート② ・教育相談	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ防止キ ャンペーン ・情報モラル委員会	
12月	・いじめにかかわる学 校評価の実施	・情報モラル教室	・教育相談 ・PTAとの意見交流	・市教委いじめ調査	
		学校評価(児童・保護者アンケート・自己評価) ※いじめ			
1月	◎いじめ防止委員会 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成				
2月	○児童理解交流		・教育相談	学校関係者評価 ※いじめ	
3月	◎いじめ防止委員会 ・今年度の反省 ・課題の整理(引継)			・市教委いじめ調査	